

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

碧南市

2 地域再生計画の名称

大浜地区歩いて暮らせる街づくり事業

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年度より約5年間

4 地域再生計画の意義及び目標

大浜地区歩いて暮らせる街づくりのエリアは、南北朝・室町時代より近郷の中心地として栄え、寺社などの歴史・文化施設を多数有する「寺町」であり、路地・小径と居住空間が一体となった昔ながらの街並みを留めている。また、港町として古くから商業機能が集積し、醸造業など伝統的な地場産業も多く立地されてきた。

しかし、住工が混在した県内でも有数の木造家屋の密集市街地となっており、幅員の狭い道路が大半であることから、災害時の不安が除けない。また、現行規制の中での住居の建て替えも困難であるため空家が増加している。さらに、近年は商業機能の衰退が著しく、商店街における空き店舗の増加、衣浦マンモスプールの閉鎖、商工会議所の移転など、様々なマイナス要素も抱えているうえ、住工が混在・密集し、貴重な歴史資源が点在しているため、土地区画整理事業などによるまちの物理的構造を大規模に変革していくことは困難な状況にある。

さらに、この地区での高齢化率は平成11年に既に23.7%に達し、市内の他区域に比較しても非常に高くなっていた。

このような状況のもと、大浜地区は、平成12年3月に国の「歩いて暮らせる街づくり事業」のモデル地区として、全国20か所のうちの1つに認定された。その後は、関係各団体の代表と地元住民代表で構成する「大浜地区歩いて暮らせる街づくり推進委員会」を組織し、事業達成のための基本構想・基本計画の策定を行った。

また、平成12年度からは、当推進委員会が主催して「大浜てらまちウォーキング～寺・蔵・路地・港の再発見～」と銘打ったウォーキングイベントを開催し、大浜地区の昔ながらの街並みや寺社などの歴史的資産を歩いて巡ってもらうことにより、地区外の人にも大浜の持つ魅力を知ってもらえるよう情報発信をしてきた。平成15年度には、住民から公募したメンバーによるワークショップを行い、ウォーキングの道標とすべく、大浜地区の風景に馴染んだ案内表示板を5基考案し、設置した。

しかしながら、ソフト事業を展開する反面、ハード面での整備は立ち遅れており、「歩

いて暮らせる街づくり事業」にふさわしい基盤整備が求められている。

そのため、それに応えるべく、路地などを歩行空間の核として位置付け、防火・防災スペースを確保しつつ、住民が安心・安全に歩いて移動でき、生活に必要な物資やサービスを歩いて行動できる範囲で得られるようなコンパクトな整備を展開していく。その手法として、住民が歩いて生活する路地と自動車が通行する道路とを区別して整備するとともに、歩車分離などによる生活環境の部分的改善への取組みも積極的に進める。また同時に、大浜地区に古くから培われてきた歴史的・文化的資産を保全するための景観整備も行う。そして、遊休施設をまちづくりの拠点施設として有効活用するとともに、これらすべての整備を組み合わせることによって、より豊かな「歩行回遊空間」の形成を目指す。

拠点となる施設の中には、大浜漁業協同組合による（仮）フィッシャーマンズワーフの整備も計画されているが、これは同組合所有のレンガ造の旧冷凍冷蔵庫の改装を行い、海産物を素材とした飲食店や水産加工品の販売店など集客機能を充実させるというものである。このような取組みが進むことによって、大浜地区に新たな魅力が加わることとなり、来街者の増加も見込まれる。そのため、公共交通機関である名古屋鉄道三河線の「碧南駅」の駅前広場の拡張や、地域コミュニティバスである「くるくるバス」の運行経路の増加により機能強化も推進する。

そして住民が、

大浜で安全・安心に暮らす

大浜で便利に暮らす

大浜で快適に暮らす

大浜に来てもらう・知ってもらう

という目標を達成できるよう、「寺町」に誇りを持ち、このまちに住み続けたいと想う心を原動力としてこの計画を展開する。

また、大浜のまちの魅力を外部へも発信し続け、大浜を訪れた人に「来て良かった」と感じてもらうことにより、住民がさらにまちへの愛着を増すよう望むとともに、この計画が、国内の他の類似都市における安全・安心な歩行環境づくりのモデルとなることを理想とする。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

計画の実施により、路地などが歩行空間の核となり、歩車分離を推進して安全な歩行環境を構築することによって、交通事故が減少すると同時に、高齢者や子どもの安全確保にもつながっていくと考えられる。これは、平成15年度に市で実施した市民アンケートの「道路施策」に対する質問に対し、「ほぼ満足」以上と回答したのが、大浜地区ではわずか10%余りであったため、この数値を20%程度まで引き上げることを目標とする。

また、4mに満たない路地に面する場合でも、家屋を建て替えることができるようになることによって、その地域に住み続けることができるため、人口流出を防ぐことができる。そして、昔ながらの風情をとどめたまま路地が整備され、景観条例をもととした

景観整備も進むため、住民がまちの良さを再認識し、まちを美しくしていこうとする環境意識の向上が図られることとなる。

遊休施設をまちづくりの拠点として整備し、大浜地区の魅力を情報発信することにより、来街者が年間1,000人は増加すると想定されるため、地域内の商店における売上高の増加が見込まれる。また、生活に必要な物資やサービスを歩いて行動できる範囲内で得ることが可能となることも、同様の効果を生むと考えられる。そしてそれにより、まちは賑わいを取り戻し、持続的に発展していく。

以上のような効果の積み重ねにより、住民はさらにまちに誇りを持ち、このまちにずっと住み続けたいという意識がなお一層高まり、定住者が増加するという大きな効果を生むこととなる。

【効果指標と目標値】

指標	単位	内容	従前値	目標値
市民の満足度	%	市民アンケートの「道路施策」中の大浜地区での点数	「ほぼ満足」 10%	「ほぼ満足」 20%
施設利用者数	人/年	「(仮)ふるさとへきなん館」 「(仮)大浜まちづくりセンター」の利用者数	0人	1,000人
イベント参加者数	人/年	「大浜てらまちウォーキング」 内における俳句会への参加者数	936人	1,200人

従前値は平成15年度、目標値は平成20年度の値

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- (1) 支援番号212028 まちづくり交付金の創設
- (2) 支援番号212033 路地や細街路の美しいたたずまいの保全・再生
- (3) 支援番号230009 良好な景観形成の推進
- (4) 支援番号212016 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実
- (5) 支援番号201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

(1) (仮)フィッシャーマンズワーフの整備

大浜漁業協同組合が、同組合所有の遊休施設である、古風でレトロなレンガ造の旧冷凍冷蔵庫を改装し、この建造物を漁業ふれあいスペースと位置付け、海産物を素材とした飲食店や水産加工品の販売店など新たな集客拠点として整備を行う。また、旧冷凍冷蔵庫の有する趣のある景観と調和した周辺整備も実施する。

(2) 碧南駅前広場拡張整備

市事業として、大浜地区の玄関とも言える名古屋鉄道三河線「碧南駅」の駅前広場の拡張を、県道碧南停車場線の拡幅に合わせて行い、人・自転車・自動車がスムーズ

に往来できる安心・安全なスペースをつくり出す。

事業範囲は、現行の計画区域に、県道碧南停車場線の拡幅により必要となる区域を加えた区域とする。

(3) くるくるバスの機能強化

市事業として、地域コミュニティバスである「くるくるバス」の機能について、県道碧南停車場線の拡幅や碧南駅前広場の整備などに合わせて検討を進め、路線や運行本数の見直しにより、地区住民の身近な足としての強化を図る。

(4) 堀川の親水空間としての整備

市事業として、堀川及び公有水面の護岸を住民や来街者が安全かつ気軽に水と親しむことができるよう、公共下水道の進捗状況に合わせて改良する。その際には、堀川とそれに架かる湊橋（みなとばし）にビジュアルスポット的な要素も持たせるような整備を行う。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙

1 支援措置の番号及び名称

支援番号 212028 まちづくり交付金の創設

2 当該支援措置を受けようとする者

碧南市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

平成12年3月に国の「歩いて暮らせる街づくり事業」のモデル地区として選定された大浜地区(71ha)においては、平成12年度に、地区住民代表などを構成員とする「大浜地区歩いて暮らせる街づくり推進委員会」が組織され、「大浜歩いて暮らせるまちづくり構想」が策定された。翌13年度、市は当該推進委員会と検討協議し、構想の実現化に向けた「大浜地区歩いて暮らせる街づくり基本計画」を策定した。

市はこの基本計画実施のため、まちづくり交付金対象事業として、モデル地区を中心に隣接する区域を加えた190haを対象エリアとして、「大浜地区都市再生整備計画」を策定し、平成16年度には都市再生特別措置法第47条第1項に基づき「まちづくり交付金」の支援を受けるため「都市再生整備計画」の提出をする。

都市再生整備計画の目標は、当地区が有する歴史・文化・水・緑といった資源を有効に活用しながら、安全・安心で快適・便利な質の高い生活空間と交流空間を整備し、「歩いて暮らせる街づくり」を実現することである。

また、計画区域における目標を以下の3つに分類し、この目標達成のための基幹事業を振り分け、それぞれ事業展開する。

安心・安全に暮らすための地域交通体系の整備として

碧南高浜線整備、中町前浜線整備

快適・便利に暮らすための行政機能・世代交流機能の整備として

(仮)へきなんふるさと館(旧商工会議所施設)整備、(仮)大浜まちづくりセンター(旧大浜警察署施設)整備

回遊型交流を可能にする寺町構想の推進・新たな集客交流拠点の整備として

臨海公園(旧衣浦マンモスプール跡地)の整備、大浜陣屋跡の整備、てらまち散策コースの設定及び整備、辻の小広場の整備

これら基幹事業以外に、まちづくり交付金関連事業として下水道事業、土地区画整理事業、景観整備事業などを実施していく。

16年度には、これら事業について住民との協働により詳細調査を実施し、実施事業内容及び実施年度を確定し、17年度から20年度の4ヶ年の事業を実施していく。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

支援番号212033 路地や細街路の美しいたたずまいの保全・再生

2 当該支援措置を受けようとする者

碧南市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

大浜地区歩いて暮らせる街づくりのモデルエリアは、昔ながらの風情をとどめた建築物や細い路地が多い地域であるが、県下有数の密集市街地（碧南市内の密集市街地は市全域で約180ha、県下第2位の広さ）を形成しており、その広さはエリア71ha中の住工混在地域面積の大部分となる約40haにもものぼる。そのため、建築物が老朽化して建て替える際にも、建築基準法上の規制によりセットバックしなければ建て替えをすることができず、路地の持つ風情を保全することができなくなってしまうのが現状である。しかし、住民が潤いを持って住み続けるためにも住居の建て替えは不可欠であり、同時に、地域の遺産である路地の美しいたたずまいの保全も重要な問題である。この問題は、住民同士の合意形成と住民との協働により解決していかねばならないと考える。

また、歴史的資産の多いこのエリアでは、寺社を巡る寺町散策コースの策定とコース道の整備も望まれている。そのため、散策コースは住民参加によるワークショップ等で策定し、住民が歩いて生活する路地と自動車が通行する道路とを区別して整備していくとともに、老朽化した建築物の建て替えの促進も図っていく。そして、歩車分離を徹底し、安心・安全な住みやすいまちを目指す。

以上のことから、地域の景観保全及び歴史文化の継承、また人口流出を防ぐため、4mに満たない路地に面する場合でも、支援措置により条例で建築物の安全上の条件を付して、密集住宅市街地整備促進事業等を活用することにより、建築物の建て替えを容易にして、美しいたたずまいの保全・再生を推進していく。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

支援番号230009 良好な景観形成の推進

2 当該支援措置を受けようとする者

碧南市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

大浜地区歩いて暮らせる街づくりのモデルエリアには、風情ある細い路地と昔ながらの和風黒板南京壁の建築物が多く、そのたたずまいは、まちの歴史的財産として保全していくべき価値のあるものである。また、当該エリアは、寺社などの歴史・文化資源を多数有しているため、その景観と一般建築物との調和も大きな課題である。

このことから、市としては、良好な景観形成の推進に係る法律に沿って、ワークショップ等を通じて住民と協働し、住民との合意のもとで景観計画の策定や景観協定の締結などを目指していく。そして、景観協定に建築物の統一した基準を設けるなど、大浜の街並みを保存し、大浜の魅力を生かした「寺町」にふさわしい良好な景観形成の推進を図る。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

支援番号212016 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実

2 当該支援措置を受けようとする者

碧南市、大浜地区歩いて暮らせる街づくり推進委員会、碧南市観光協会

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

歴史的資産が豊富な大浜地区では、「大浜地区歩いて暮らせる街づくり推進委員会」が、平成12年度より「大浜てらまちウォーキング」と銘打ったウォーキングイベントを開催しており、地域内外へ大浜地区の持つ魅力をアピールする場となっている。最近では地区外からの来街者も多く、イベント以外でも散策に訪れる人が増えている。

このウォーキングは、市の観光協会が主体となった「てらまち俳句^{はいきんぐ}ing」(吟行会)というもう1つの顔も併せ持っており、まちで感じたことを言葉で切り取るという「言葉によるまちづくり」も試みている。

このことから、推進委員会や観光協会においても、各寺社で抹茶接待や精進料理などの特色あるサービス提供を行うことで、寺町の魅力を向上させるとともに、境内を開放することによって、散策コースを巡る来街者と地域住民との交流・憩いの場を提供できるよう検討を行っている。

一方、碧南市では古くから土人形が制作されており、ウォーキングイベントでも各所に展示されているうえ、ボランティアが素焼き人形への色塗り体験のワークショップを開くなど、地域に根付いた文化であると言える。しかし、土人形の制作者はごくわずかで、伝承者がいないことが惜しまれている。

このような背景から、市及び観光協会は、寺町散策コースを中心した観光地としての「情報」の発信を様々なメディアを通して積極的に展開するとともに、市としては、土人形づくりの伝承者も、小・中学生を対象とした教室などを開催することなどにより、その育成を図っていく。

こうした大浜のまちづくりを進めていくためには、地域観光を活性化していくことが必要である。そのためには、先進的な情報を収集し、まちづくりに活かしていくことや寺町を案内するボランティアの育成が不可欠であり、平成16年度において、支援措置による情報提供を活用し、先進的事例等を取得することとあわせ、現在すでに推進委員会でも検討がなされている「てらまち案内人」の具体的な育成方法等を平成16年度において、観光カリスマ塾への参加等により習得し、実現を図っていく。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

支援番号201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化

2 当該支援措置を受けようとする者

大浜地区歩いて暮らせる街づくり推進委員会、大浜地区商店街振興組合

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

大浜地区歩いて暮らせる街づくりのモデルエリアには、旧味噌醤油倉庫群が両脇に建ち並ぶ「大正通り」があるが、現在は人通りも少なく、さびれていく一方である。それを打開すべく、当該支援措置により広く開放し、フリーマーケットやオープンカフェなど、地域住民や学生が自由な発想のもと利用できるよう検討していく。

具体的には、推進委員会が平成12年度より10月の第3日曜日に「大浜てらまちウォーキング」と銘打ったウォーキングイベントを開催しているが、現状では道、建物、店をそのまま利用しているだけであり、交通整理に関しても、ボランティア等による整理を行っているものの、歩車分離がなされていないため、時には危険を伴うこともある。そこで道路の一定区間を歩行者天国として開放し、フリーマーケットやオープンカフェ、大道芸人のストリートパフォーマンスなどを実施することも検討していきたい。参加者がその空間を歩くだけで、まちの活気を感じることができ、イベントもより一層盛り上がることにより、地域内外へのPRにもつながる。

また、大浜地区商店街振興組合を中心とした朝市を定期的に路上で開催したい意向もあり、このことは、碧南市では新しい試みであり、実現すれば市全体に刺激を与えることとなる。

なお、市として以上の取り組みについて、今後の発出される通達の内容に基づいて取り組んでいきたい。